

登録取扱機関へご提出ください。

中 M10

中小企業倒産防止共済  
掛金納付休止届出書 (上限)

独立行政法人 中小企業基盤整備機構理事長 殿

整理番号  
(機構使用欄)

次のとおり、掛金納付の休止を届け出ます。

共済契約者記入欄(記入日時点の情報をご記入ください。)

※ご登録いただいている内容と記載内容に相違がある場合は、別途、所定の様式によるお手続きが必要ですのでご注意ください。

共 済 契 約 者	共済契約者番号	A	記入日	令和	年	月	日
	郵便番号	—	電話番号	—	—	—	—
	事業所の所在地	都道府県					
	事業所の名称						
	代表者氏名または 個人事業主氏名	(姓)	(名)				

届出内容

中小企業倒産防止共済法第14条第6項の規定により、中小企業倒産防止共済契約に係る共済金貸付残高と掛金総額の10倍に相当する額の合計額が8,000万円に達しましたので、今後の掛金については、8,000万円未満となるまでの期間納付しないことを届け出ます。

なお、貴機構が本届出書を受理される前に、既に掛金の請求書を発送された場合は、貴機構の所定の処理方法により、掛金の収納をされても異議ありません。

又、共済金の貸付けを受けたことにより、又は、共済金の償還及び一時貸付金の償還を怠ったり、納付された掛金をもって共済金の償還若しくは違約金の納付、一時貸付金の償還若しくは違約金の納付に充当したため、共済金貸付残高と掛金総額の10倍に相当する額の合計額が8,000万円未満となったときは、掛金の納付を再開します。

委託団体・代理店記入確認欄

共済契約者からの届出内容に誤りがないことを確認しました。	取扱年月日	令和	年	月	日
所在地	委託団体番号				
名称	金融機関・店舗コード	—			
電話番号	担当者名				

《個人情報の利用目的について》

機構が掛金納付休止届出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成の業務に利用します。